

都市計画公園・緑地区域内における建築許可の運用基準について

平成18年5月31日 区長決定

平成26年7月10日 改正

令和 2年8月12日 改正

都市計画区域内における都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱いについては下記のとおりとする。

記

許 可 取 扱 基 準

都市計画法第53条第1項の規定による許可については、当該建築物が次に掲げるいずれかの要件に該当する建築物の建築について許可することができる。

- 1 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設で、都市計画の目的と整合が図られていると認められるもの。
- 2 都市公園法第7条で占用を認められる建築物で、都市計画の目的に支障がないと認められるもの。
- 3 都市計画決定当時に存在した競馬場で、用途の変更を伴わない改築および建替えで、その建築面積と延べ面積が現存する建築物の規模以下であるもの。ただし、申請者が過去の許可を受けた者と同じ場合に限る。
- 4 建築物の構造が次に掲げる各要件に該当し、かつ、容易に移転または除却することができるものであること。
 - 一 階数が3、高さが10m以下で、かつ地階を有しないこと。
 - 二 主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう）が鉄骨造、木造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
 - 三 建築物が都市計画公園・緑地の区域の内外にわたる場合は、将来において、都市計画公園・緑地区域内の部分を分離することが容易にできるよう設計上の配慮をすること。